

一般建設業許可指令書

上北郡六ヶ所村大字平沼字追館 5 7 - 1 1

(株) 東部環境建設

令和 5 年 6 月 2 日 付けで許可申請のあった一般建設業の許可については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により下記のとおり許可する。

令和 5 年 6 月 23 日

青森県知事

三村 申吾



記

- 許可番号 青森県知事許可（般－5）第 500244 号
- 許可の有効期間 令和 5 年 7 月 10 日 から
令和 10 年 7 月 9 日 まで

3. 建設業の種類

土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 石工事業 管工事業
鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業
水道施設工事業 解体工事業

注) 許可更新申請を行う場合の書類提出期限 令和 10 年 6 月 9 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)